

平成27年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果(要約版)

主な計画内容	取組結果
1 重点的な取組	
(1) 情報システムに係る調達(法務本省)	
<ul style="list-style-type: none"> 情報システムに係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用や、調達改善の取組に関しCIO補佐官の知見を活用する(契約の競争性・透明性の確保、調達費用の削減)。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>国庫債務負担行為</u>を活用した複数年度契約を計28件締結。 CIO補佐官の助言を受け仕様書等を作成したほか、一者応札となった原因分析をCIO補佐官の知見を活用するなどして実施。
(2) 庁舎維持管理に係る調達(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等を図る(契約の競争性・透明性の確保、調達費用の削減)。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>国庫債務負担行為</u>を活用した複数年度契約を計10件締結。 国庫債務負担行為活用前との比較が可能な5件では、<u>年間計948千円の調達費用の削減</u>。
2 継続的な取組	
(1) 競争性のない随意契約(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約として調達してきた案件について、個別に精査した上、調達内容等を見直すことなどにより、可能な限り競争性を確保する(調達内容の水準の向上、契約の競争性・透明性の確保)。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の見直し、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を実施。 <u>競争性のない随意契約は計987件であり、前年度同時期に比して98件減少</u>。
(2) 一者応札となっている調達(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、仕様の見直しなどを行うことにより、一者応札の解消を図る(調達内容の水準の向上、契約の競争性・透明性の確保)。 	<ul style="list-style-type: none"> 公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、入札説明会や質問対応の充実、業者等からのヒアリング等の取組を実施。 <u>一者応札となった案件は計555件であり、前年度同時期に比して74件減少</u>。
(3) 庁費類(汎用的な物品役務等)の調達(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 法務本省において、中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を実施する。 地方支分部局等において、合同庁舎単位、地方ブロック単位又は近隣官署単位での共同調達を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法務本省において、<u>中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を17件実施</u>。 地方支分部局等において、<u>共同調達を299官署で実施(前年度同時期比31官署増)</u>。

主な計画内容	取組結果
(4) リサイクルトナーの活用(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> プリンタ等の機器において, リサイクルトナーを積極的に活用し, 経費の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>リサイクルトナー</u>を計283官署において活用(前年度同時期比26官署増)。 法務本省の例では, トナー1本当たり平均22,022円(86.0%)の調達費用の削減。
(5) 少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について, 競争性・透明性の向上等の観点から, 案件に応じて一般競争入札による契約方式又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討し, 実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札を計176件実施。 オープンカウンター方式を計55件実施。 <p>※ 前年度比については, 年度終了後において集計予定。</p>
(6) 旅費業務の効率化(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 旅費業務の効率化を図るため, 中央合同庁舎第6号館入居官署におけるパック商品, チケット手配等の業務について, 民間事業者への事務の委託を実施する。 地方支分部局等における同事務の委託についても, 旅費の執行状況等を踏まえ, 実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>中央合同庁舎第6号館入居官署</u>において, <u>旅費業務の民間事業者への事務の委託</u>を実施。 地方支分部局等において, <u>同事務の委託</u>を97官署で実施(前年度同時期比28官署増)。
(7) 人事評価への反映	
<ul style="list-style-type: none"> 人事評価の業績目標において, コスト意識や業務改善に関する目標を設定し, それらを適切に評価に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政コスト削減を図るための具体的な取組・成果を適切に人事評価に反映して, 職員間で意識が醸成された。
(8) 人材の育成	
<ul style="list-style-type: none"> 省内研修等を通じ, 調達改善への取組, 予算執行の効率化等について周知, 指導等行うことで職員の能力及び意識の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 法務本省において, 地方支分部局等の会計事務幹部職員を対象とした会議において, 調達改善への取組等について周知, 指導を行った。 地方支分部局等において, 会計課事務担当者職員等の勉強会, 研修等において, 調達改善への取組等について周知, 検討等を行った。
(9) 内部監査の活用	
<ul style="list-style-type: none"> 計画に盛り込んだ取組事項等について, 内部監査時に実施状況を調査し, その結果を全ての地方支分部局等に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査を実施した地方支分部局等41官署において, 取組状況の調査を実施。 各官署の実施状況等の調査結果を全ての地方支分部局等に周知。

平成27年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果
 (対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

平成27年12月7日
 法務省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
<p>1 重点的な取組</p> <p>(1) 情報システムに係る調達</p> <p>法務本省における主要な調達である情報システムに係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用を図るほか、調達改善の取組に関しCIO補佐官の知見を活用する(契約の競争性・透明性の確保、調達費用の削減)。</p>	○	<p>(本省)</p> <p>情報システムに係る調達について、本年8月までに、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計28件締結した。</p> <p>また、調達時には、CIO補佐官の助言を受け仕様書等を作成した。</p> <p>さらに、一者応札となった入札案件は、CIO補佐官の知見を活用するなどして、その原因分析を行った。</p> <p>(地方支分部局等) —</p>	<p>(本省)</p> <p>国庫債務負担行為による複数年度契約の活用に伴い、事務負担が軽減された。</p> <p>また、CIO補佐官の助言を受け仕様書等を作成したことなどにより、契約の競争性・透明性の確保や調達費用の削減が図られたほか、一者応札となった入札案件について、CIO補佐官の知見を活用しつつその原因分析を行ったことにより、今後の情報システムに係る調達の参考となった。</p> <p>なお、国庫債務負担行為の活用に伴う削減額については、過去の調達と仕様が異なるなどしていたため、算出可能な案件はなかった。</p> <p>(地方支分部局等) —</p>	<p>(本省) A</p> <p>(地方) —</p>	<p>(本省)</p> <p>既存の情報システムに係る機能改修や運用、保守契約等については、一者応札となることがやむを得ないのではないかと分析結果もあり、今後、契約の透明性、調達費用の削減等をどのようにして確保して行くべきなのか検討しなければならないことが判明した。</p> <p>(地方) —</p>	<p>(本省) 引き続き実施する。</p> <p>(地方) —</p>
<p>(2) 庁舎維持管理に係る調達</p> <p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」等において、一層のコスト削減が求められている庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等を図る(契約の競争性・透明性の確保、調達費用の削減)。</p>		<p>(本省)</p> <p>取組を継続中。</p> <p>※ 庁舎維持管理に係る調達のうち国庫債務負担行為による複数年度契約を活用すべきと考えられるものについては、既に平成26年度以前に複数年度契約を締結しており、平成27年度はその契約期間中である。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>庁舎維持管理に係る調達について、本年8月までに、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計10件締結した。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>国庫債務負担行為による複数年度契約の活用により、契約の競争性・透明性の確保が図られたほか、事務負担が軽減された。</p> <p>また、調達の仕様が同等であるなど、国庫債務負担行為活用前との費用比較が可能な5件では、年間計948千円の調達費用が削減された(税抜の契約金額により比較している。以下同じ)。</p> <p>(地方) A</p>	<p>(本省) A</p> <p>(地方) A</p>	<p>(本省) 特になし。</p> <p>(地方) 特になし。</p>	<p>(本省) 引き続き実施する。</p> <p>(地方) 引き続き実施する。</p>	

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
<p>2 継続的な取組</p> <p>(1) 競争性のない随意契約</p> <p>競争性のない随意契約として調達してきた案件について、個別に精査した上、調達内容等を見直すことなどにより、可能な限り競争性を確保するなどして調達の改善を図る(調達内容の水準の向上、契約の競争性・透明性の確保)。</p>		<p>(本省)</p> <p>平成26年度の調達において競争性のない随意契約として調達した案件の調達に当たり、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。</p> <p>なお、本年8月までに締結した競争性のない随意契約(少額随意契約を除く。)は、計210件(前年度同時期比12件減)であった。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>平成26年度の調達において競争性のない随意契約として調達した案件の調達に当たり、仕様の見直し、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行い、本年8月までに、計16件の調達について、競争性のある調達方式へ移行した。</p> <p>なお、本年8月までに締結した競争性のない随意契約(少額随意契約を除く。)は、777件(前年度同時期比86件減)であった。</p> <p>(本省・地方共通事項)</p> <p>平成27年度に締結した競争性のない随意契約案件について、契約監視会議(物品役務等)及び入札監視委員会(公共工事等)において、事後チェックが行われる予定である。</p>	<p>(本省)</p> <p>競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行ったことにより、各案件について競争性のない随意契約によらざるを得ない調達内容であることが確認できた。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>仕様の見直しなどにより調達内容の水準の向上が図られたほか、競争性のある調達方式への移行により、契約の競争性・透明性の確保が図られた。また、調達の仕様が同等であるなど、競争性のある調達方式への移行前との費用比較が可能な3件では、計616千円の調達費用が削減された。</p>	<p>(本省)</p> <p>A</p> <p>(本省)</p> <p>調達の中には、契約の性質等により、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件もあるところ、その類型が掲げられた「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)を踏まえ、競争性のある調達方式への移行が可能な案件がないか引き続き精査していく必要がある。</p> <p>(地方)</p> <p>A</p> <p>(地方)</p> <p>調達の中には、契約の性質等により、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件もあるところ、その類型が掲げられた「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)を踏まえ、競争性のある調達方式への移行が可能な案件がないか引き続き精査していく必要がある。</p>	<p>(本省)</p> <p>引き続き仕様の見直しなどを含め競争性の確保に留意した上、競争入札方式の活用を図る。</p> <p>(地方)</p> <p>引き続き仕様の見直しなどを含め競争性の確保に留意した上、競争入札方式の活用を図る。</p>	
<p>(2) 一者応札となっている調達</p> <p>一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、仕様の見直しなどを行うことにより、一者応札の解消に向け一層の調達改善を図る(調達内容の水準の向上、契約の競争性・透明性の確保)。</p>		<p>(本省)</p> <p>平成26年度の調達において一者応札となった案件の調達に当たっては、個別にその要因分析などを行った上、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、入札説明会、質問対応の充実等の取組を実施した。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>平成26年度の調達において一者応札となった案件の調達に当たっては、個別にその要因分析などを行った上、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、業者等からのヒアリング等の取組を実施した。</p> <p>(本省・地方共通事項)</p> <p>平成27年度の調達において、一者応札となった入札案件について、契約監視会議(物品役務等)及び入札監視委員会(公共工事等)において、事後チェックが行われる予定である。</p>	<p>(本省)</p> <p>公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、入札説明会や質問対応の充実等により、計10件について一者応札が解消され、契約の競争性、透明性を確保することができた。</p> <p>また、調達の仕様が同等であるなど、一者応札解消前との費用比較が可能な4件では、計2,654千円の調達費用が削減された。</p> <p>なお、本年8月までに一者応札となった調達は121件(前年度同時期比3件増)であった。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、業者等からのヒアリング等により、計82件の一者応札が解消され、契約の競争性、透明性を確保することができた。</p> <p>また、調達の仕様が同等であるなど、一者応札解消前との費用比較が可能な31件では、計13,225千円の調達費用が削減された。</p> <p>なお、本年8月までに一者応札となった調達は434件(前年度同時期比77件減)であった。</p>	<p>(本省)</p> <p>A</p> <p>(本省)</p> <p>一者応札となった調達の中には、受注者側が利益率が悪いと判断して参加を見送るなどした案件もあると考えられるが、引き続き解消に向けた発注者側の取組を継続していく必要がある。</p> <p>(地方)</p> <p>A</p> <p>(地方)</p> <p>一者応札となった調達の中には、受注者側が利益率が悪いと判断して参加を見送るなどした案件もあると考えられるが、引き続き解消に向けた発注者側の取組を継続していく必要がある。</p>	<p>(本省)</p> <p>仕様の見直し、明確化、公告期間の十分な確保等により、引き続き複数者による応札の実現を図る。</p> <p>(地方)</p> <p>仕様の見直し、明確化、公告期間の十分な確保等により、引き続き複数者による応札の実現を図る。</p>	

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
<p>(3) 庁費類(汎用的な物品役務等)の調達</p> <p>法務本省において、中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を実施する(共同調達の推進)。</p> <p>【実施対象】 事務用消耗品、速記録作成等業務、自動車運行管理業務、合本・製本業務、官用自動車検査登録等実施業務、コピー用紙、プリンタトナー、電気設備消耗品(蛍光灯等)、衛生関係消耗品、自動車燃料(ガソリン及び軽油)、荷物の集荷配送業務、クリーニング業務、書籍、ファクシミリトナー、健康診断業務、文書の収集運搬及び溶解処理業務、新聞記事のクリッピング業務、郵便切手類及び印紙</p> <p>地方支分部局等において、合同庁舎単位、地方ブロック単位又は近隣官署単位での共同調達を実施する(共同調達の推進)。</p>	<p>(本省)</p> <p>計画に掲げた以下の実施対象案件について、本年8月までに、中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を実施した。 なお、電気設備消耗品(蛍光灯等)については、下半期に共同調達を実施する予定である。</p> <p>【実施対象】 事務用消耗品、速記録作成等業務、自動車運行管理業務、合本・製本業務、官用自動車検査登録等実施業務、コピー用紙、プリンタトナー、衛生関係消耗品、自動車燃料(ガソリン及び軽油)、荷物の集荷配送業務、クリーニング業務、書籍、ファクシミリトナー、健康診断業務、文書の収集運搬及び溶解処理業務、新聞記事のクリッピング業務、郵便切手類及び印紙</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>本年8月までに、会計機関が設置されている323官署のうち299官署(前年度同時期比31官署増)において、他官署との共同調達を実施した(他省庁が取りまとめ担当官署となっている案件を含む)。</p>	<p>(本省)</p> <p>共同調達の実施により、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。 なお、前年度調達実績と単価を比較した結果は、以下のとおり(前年度と仕様に大きな変更がないもので、主なものを記載。)</p> <p>【事務用消耗品】 蛍光ペン(黄)1本当たり3円(6.5%)削減 長3封筒1枚当たり同額</p> <p>【速記録作成等業務】 1時間当たり300円(2.0%)削減</p> <p>【自動車運行管理業務】 基本運行管理料1台当たり10,744円(5.9%)削減</p> <p>【合本・製本業務】 A5版、B5版、A4版各1冊当たり同額</p> <p>【官用自動車検査登録等実施業務】 継続検査料(法定費用除く)1台あたり同額</p> <p>【コピー用紙】 A4紙1箱当たり81円(7.8%)上昇 A3紙1箱当たり94円(7.5%)上昇 B4紙1箱当たり130円(8.3%)上昇 B5紙1箱当たり70円(9.0%)上昇</p> <p>【プリンタトナー】 VP-86トナーブラック1個当たり20,434円(72.6%)削減(純正→リサイクル) IPSiO SPTナーブラックC820H1個当たり568円(10.6%)削減(リサイクル→リサイクル)</p> <p>【衛生関係消耗品】 トイレトーパー1個当たり同額</p> <p>【自動車燃料(ガソリン及び軽油)】 ハイオク1L当たり9円(5.6%)削減 レギュラー1L当たり9円(5.9%)削減 軽油1L当たり9円(9.0%)削減</p> <p>【クリーニング業務】 敷布団1枚当たり同額</p> <p>【書籍】 六法全書1冊当たり24円(0.3%)上昇</p> <p>【ファクシミリトナー】 プロセスカートリッジ1個当たり同額 ドラムユニット1個当たり100円(0.2%)削減</p> <p>【健康診断業務】 血液検査1人当たり150円(10%)上昇 医師の問診1名当たり200円(33.3%)上昇</p> <p>【文書の収集運搬及び溶解処理業務】 1kg当たり9厘(90%)削減</p> <p>【新聞記事のクリッピング業務】 月額基本料金同額 クリッピング1件当たり同額</p> <p>【郵便切手類及び印紙】 法定額のため同額</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>共同調達の実施により、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。</p>	<p>(本省) A</p> <p>(本省)</p> <p>共同調達の実施によるスケールメリットの効果は見られるものの、契約単価等が上昇したもののについては、原材料価格高騰等の他動的要因により上昇したものと考えられる。</p> <p>(地方) A</p> <p>(地方)</p> <p>より一層の効果的な共同調達を推進していくため、引き続きその実施に向けた工夫をしていく必要がある。</p>	<p>(本省)</p> <p>引き続き共同調達を推進する。</p> <p>(地方)</p> <p>引き続き共同調達を推進する。</p>		

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
(4) リサイクルトナーの活用 プリンタ等の機器において、リサイクルトナーを積極的に活用し、経費の削減を図る。	(本省) プリンタ等の機器において、本年8月までに、業務への支障を考慮した上、可能な範囲で33種類(前年度同時期比12種類増)のリサイクルトナーを活用した。 (地方支分部局等) プリンタ等の機器において、本年8月までに、会計機関が設置されている323官署のうち282官署(前年度同時期比26官署増)において、業務への支障を考慮した上、可能な範囲でリサイクルトナーを活用した。	(本省) リサイクルトナーを活用することにより、経費の削減が図られた。 また、調達の仕様が同等であるなど、リサイクルトナーの活用前との費用比較が可能なものでは、トナー1本当たり平均22,022円(86.0%)削減された。 (地方支分部局等) リサイクルトナーを活用することにより、経費の削減が図られた。	(本省) A (地方) B	(本省) 特になし。 (地方) 条件が同一と思われる官署間において、リサイクルトナーを活用している官署と活用していない官署が混在しているため、未活用官署については、活用官署の状況等を踏まえつつ活用に向けた検討が必要である。	(本省) 引き続き実施する。 (地方) 活用官署においては、引き続き可能な範囲でリサイクルトナーを活用する。 未活用官署においては、可能な範囲でリサイクルトナーを活用することを検討する。	
(5) 少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、事務負担等を考慮の上、競争性・透明性の向上等の観点から、案件に応じて一般競争入札による契約方式又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討し、実施する。	(本省) 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、本年8月までに、一般競争入札を11件(前年度同時期比同)実施した。 (地方支分部局等) 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、本年8月までに、一般競争入札を165件(前年度比については、年度終了後に集計予定。)実施したほか、オープンカウンター方式による見積合わせを55件実施した。	(本省) 一般競争入札の実施により、見積合わせによる調達に比べ、契約の競争性・透明性及び公正性の向上等が図られた。 なお、一般競争入札の移行に伴う削減額については、過去の調達と仕様が異なるなどしていたため、算出可能な案件はなかった。 (地方支分部局等) 一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせの実施により、見積合わせによる調達に比べ、契約の競争性・透明性及び公正性の向上等が図られた。 また、調達の仕様が同等であるなど、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な18件では、計1,274千円の調達費用が削減された。	(本省) A (地方) A	(本省) 一般競争入札等の実施については、事務負担の増加が懸念されることから、競争性・透明性の向上等の効果が高いと見込まれる案件を選定の上、実施する必要がある。 (地方) 一般競争入札等の実施については、事務負担の増加が懸念されることから、競争性・透明性の向上等の効果が高いと見込まれる案件を選定の上、実施する必要がある。	(本省) 事務負担等を考慮の上、案件に応じて引き続き実施する。 (地方) 事務負担等を考慮の上、案件に応じて引き続き実施する。	
(6) カード決済の活用 支払事務の効率化を図るため、中央合同庁舎第6号館入居官署における水道料金の支払について、カード決済を活用する。	(本省) 中央合同庁舎第6号館入居官署における水道料金の支払について、カード決済を活用した。 (地方支分部局等) —	(本省) 水道料金の支払事務について、カード決済を活用することにより、現金出納業務が削減され、支払事務の安全性の確保及び事務の効率化が図られた。 (地方支分部局等) —	(本省) A (地方) —	(本省) 特になし。 (地方) —	(本省) 引き続き実施する。 (地方) —	
(7) 旅費業務の効率化 旅費業務の効率化を図るため、中央合同庁舎第6号館入居官署におけるパック商品、チケット手配等の業務について、民間事業者への事務の委託を実施する。 また、地方支分部局等における同事務の委託についても、旅費の執行状況等を踏まえ、実施する。	(本省) 中央合同庁舎第6号館入居官署において、パック商品、チケット手配等の業務について、民間事業者への事務の委託を実施した。 (地方支分部局等) パック商品、チケット手配等の業務について、本年8月までに、会計機関が設置されている323官署のうち97官署(前年度同時期比28官署増)において、旅費の執行状況等を踏まえ、民間事業者への事務の委託を実施した。	(本省) 出張する職員のパック商品の選定等の業務、旅費事務担当職員の旅費請求書の審査等の業務について効率化が図られたほか、専門の民間事業者により安価なパック商品が提案されるなど、旅費の削減が図られた。 (地方支分部局等) 出張する職員のパック商品の選定等の業務、旅費事務担当職員の旅費請求書の審査等の業務について効率化が図られたほか、専門の民間事業者により安価なパック商品が提案されるなど、旅費の削減が図られた。	(本省) A (地方) B	(本省) 特になし。 (地方) 未実施の官署においては、当該官署における旅費の執行状況(出張頻度、目的地の遠近等)、官署所在地における対応可能業者の有無等を勘案した上、実施について検討する必要がある。	(本省) 引き続き実施する。 (地方) 実施官署においては、引き続き委託を実施する。 未実施官署においては、旅費の執行状況等を踏まえ、実施について検討する。	

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
(8) ネットオークションの活用 歳入確保の取組として、法務本省における売却可能な物品の売払いに当たり、事務コストにも留意しつつ、ネットオークションの活用について検討する。		(本省) 売却可能な物品の売払いに当たり、事務コストにも留意しつつ、ネットオークションの活用について検討した。 なお、ネットオークションへの出品に適した不用物品は不見当であった。 (地方支分部局等) —	(本省) — (地方支分部局等) —	(本省) A (地方) —	(本省) 特になし。 (地方) —	(本省) 事務負担等を考慮の上、案件に応じてネットオークションの実施について検討する。 (地方) —
(9) 人事評価への反映 人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定することとし、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映するものとする。		(本省) 人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定し、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映した。 (地方支分部局等) 人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定し、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映した。	(本省) 被評価者において、人事評価の業績目標に設定したコスト意識及び業務改善について具体的な取組を行い、評価者等において、その達成状況を適切に反映した結果、各職員の行政コスト削減に向けた意識の醸成に資することとなった。 (地方支分部局等) 被評価者において、人事評価の業績目標に設定したコスト意識及び業務改善について具体的な取組を行い、評価者等において、その達成状況を適切に反映した結果、各職員の行政コスト削減に向けた意識の醸成に資することとなった。	(本省) A (地方) A	(本省) 特になし。 (地方) 一部の官署において、業績目標の設定や人事評価への反映が行われていなかった。	(本省) 引き続き実施する。 (地方) 実施官署については、引き続き実施する。 未実施官署については、できる限り早期に、業績評価の設定、人事評価に反映する。
(10) 人材の育成 省内研修等を通じ、調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、指導等を行うことで職員の能力及び意識の向上を図る。		(本省) 法務本省において、地方支分部局等の会計事務幹部職員を対象とした会議において、調達改善への取組等について周知、指導を行った。 (地方支分部局等) 各官署において、本年8月までに、会計機関が設置されている323官署のうち211官署(前年度比については、年度終了後に集計予定。)において、各官署の会計事務担当職員又は官署内全職員を対象とした勉強会や研修において、調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、検討等を行った。	(本省) 調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、指導等を実施したことにより、職員の取組に対する意識の向上が図られた。 (地方支分部局等) 調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、検討等を実施したことにより、職員の取組に対する理解を深めたほか、意識の向上が図られた。	(本省) A (地方) B	(本省) 特になし。 (地方) 未実施の官署があった。ただし、下半期に実施予定の官署を含む。	(本省) 引き続き実施する。 (地方) 引き続き実施する。
(11) 内部監査の活用 計画に盛り込んだ取組事項等について、各官署に赴いて実施する内部監査時に実施状況を調査し、その結果を全ての地方支分部局等に周知する。		(本省) 計画に盛り込んだ取組事項等について、内部監査を実施した地方支分部局等41官署(前年度同時期比15官署減)の実施状況を調査したほか、監査対象庁の職員に対し、計画の周知・指導を行った。 また、各官署の実施状況等の調査結果を全ての地方支分部局等に周知した。 (地方支分部局等) —	(本省) 各官署に赴いて、取組事項等の調査を行うことで、実施状況、課題等についての実情を把握することができた。 また、取組事項等の周知活動により、職員の取組に対する意識の向上が図られた。 (地方支分部局等) —	(本省) A (地方) —	(本省) 特になし。 (地方) —	(本省) 引き続き実施する。 (地方) —

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
(12) 外部有識者による個別調達案件の点検 法務省の各調達案件について、契約監視会議及び入札監視委員会の外部有識者において、契約の競争性、公正性等の観点から事後チェックを行う。		(本省・地方支分部局等) 法務省における平成26年度の各調達案件について、本年6月に開催された契約監視会議(物品役務等)及び入札監視委員会(公共工事等)において、競争性、公正性等の観点から外部有識者による事後チェックが行われた。 なお、平成27年度の調達案件についても、外部有識者による事後チェックが行われる予定である。	(本省・地方支分部局等) 外部有識者からの意見を以後の調達の参考とすることができた。	(本省・地方) A	(本省・地方) 特になし。	(本省・地方) 引き続き実施する。
3 評価の実施 各取組の実施状況を上半期及び年度終了後に把握し、取りまとめるとともに、実施した取組内容、目標の達成状況、今後の対応方針等について、自己評価を行う。		(本省・地方支分部局等) 法務省行政事業レビュー推進チーム及び調達改善グループの各メンバーにより、上半期終了後の自己評価等を実施した。	(本省・地方支分部局等) 各取組の実施状況を把握し取りまとめた上、自己評価等を実施したことにより、本省、地方支分部局等における調達改善計画の取組状況を把握することができ、今後、調達改善の各取組を推進するために検討すべき事項等が判明した。	(本省・地方) A	(本省・地方) 特になし。	(本省・地方) 引き続き実施する。
4 推進体制 (1) 推進体制 計画に定める各事項を着実に実施するため、法務省行政事業レビュー推進チームにより調達改善に取り組むほか、同チームの取組を補佐させるため、法務省調達改善グループを設置する。		(本省・地方支分部局等) 法務省行政事業レビュー推進チーム及び調達改善グループの各メンバーから意見を出し合うなどして、本年度の調達改善計画を策定したほか、計画の自己評価等も同チーム等により実施した。	(本省・地方支分部局等) 計画の策定や実行、自己評価等を適切に行うことができた。	(本省・地方) A	(本省・地方) 特になし。	(本省・地方) 引き続き実施する。
(2) 外部有識者の参画 自己評価の実施等の際には、契約監視会議の各委員に計画の取組に関する指導、助言等を求める。		(本省・地方支分部局等) 本年3月、契約監視会議の各委員に平成27年度の取組等について説明を行った。 なお、本年12月に同委員に上半期終了後の自己評価についての説明を行い、指導、助言等を求める予定である。	(本省・地方支分部局等) 外部有識者である契約監視会議の各委員に説明し、取組内容の把握及び自己評価・検証への対応を確認できた。	(本省・地方) A	(本省・地方) 特になし。	(本省・地方) 引き続き実施する。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
平成27年度に開始した取組 (本省・地方支分部局等) 平成26年度法務省調達改善計画の年度終了後における自己評価結果を省内及び地方支分部局等へ周知するとともに、その取組状況の分析結果等を併せて周知した。	(本省・地方支分部局等) 今後の調達改善の各取組を推進するために検討すべき事項等が判明した。	(本省・地方) 特になし。	(本省・地方) 引き続き実施する。

- (※)
- A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
 - B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
 - C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

会議等名称:契約監視会議

開催日時:平成27年3月17日及び19日(持ち回り開催),平成27年6月29日,平成27年12月7日(予定)

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○ 「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)及び「平成27年度調達改善計画の策定要領」(平成27年2月2日内閣官房行政改革推進本部事務局)について説明を行うとともに、これらに基づき策定した「平成27年度法務省調達改善計画」について説明を行い、今年度の取組に関し了承を得るとともに、「今後とも、引き続き適正な手続・取組の継続に特段の配慮をお願いしたい。」との意見を得た(平成27年3月)。</p> <p>○ 平成26年度法務省調達改善計画の年度終了後の自己評価について報告を行い、「特に指摘する事項はなく、引き続き適切に実施されたい」旨の意見を得た(平成27年6月)。</p> <p>○ 平成27年度法務省調達改善計画の上半期の自己評価について報告を行い、指導・助言等を受ける予定である(平成27年12月予定)。</p>	<p>○ 外部有識者からの意見を踏まえ、調達改善計画の取組を着実に推進する。</p> <p>○ 外部有識者からの意見を踏まえ、下半期についても取組を着実に推進し、次年度の調達改善計画の取組について更に検討を行う。</p>